

社会福祉法人都城市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

協議会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：所定外労働を削減するために、ノー残業デー（現在週1日設定）を徹底させる。

<対策>

平成28年4月～：経営会議等を通じて、法人全体でノー残業デーの徹底に努める

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均10日以上とする。

<対策>

平成28年4月～：経営会議等を通じて、周知し、法人全体で取得促進に努める。

目標3：計画期間内に子の看護休暇並びに介護休暇が取得しやすい環境を整える。

<対策>

平成28年4月～：本協議会規程に基づいた子の看護休暇並びに介護休暇についての周知・啓発図り、休暇の取得促進を徹底する。